



# 広報 かわにし

発行 川西町・町長 榎津正三 編集 企画室広報係 小海正隆 定価 1部5円 印刷 白南風社

### 人口の動き

3月1日現在

男	5,167 (-9)
女	5,265 (+8)
計	10,432 (-1)
世帯数	2,352 (-3)

( )内は前月との比較



## ふるさとづくり...と

### 仙田で雪上レク大会 (3/2)

...とふるさとづくりのひとこま...

## 50年交通安全年間スローガン

〈運転者向け〉

◎ 急ぐほど 減らす燃料 増す危険

〈歩行者向け〉

◎ 手をかそう ちっちゃな子供とお年寄り

〈子供向け〉

◎ とびだすな あのみち このみち こうさてん

### 3月の休日救急医

(急患以外はご遠慮を)

16日 庭野医院 2-2711 21日 大島医院 2-2957

23日 至誠堂医院 2-3276 30日 十日町病院 2-3161

午前9時から午後5時まで

“成果あつた”

### 飲酒運転追放一〇〇日運動

#### 氏名公表該当者なし

昨年十一月十一日から、先月十八日までの一〇〇日間行われた、飲酒運転追放運動は、氏名公表の該当者がなく、その成果があげられました。しかし、酒よいにいたらないけれども、酒気おび運転で検挙された人は三人あります。最も悪質といわれる飲酒運転は今後とも町民総ぐるみ運動で根絶したいものです。

飲んだら乗るな、乗るなら飲むなの場合とばで、みんなで見守り追放いたしましょう。

昭和50年度各会計予算(案) (単位:千円)

Table with 5 columns: 会計区分, 本年度, 前年度, 比 較, 対前年比. Rows include 一般会計, 国保事業会計, 施設会計, 農業共済会計, 仙田へき診会計, 歯科診会計, 簡易水道事業, 水道事業会計, 合計.

新年度予算

一般・特別で二十億円の巨額に

十三日には、全会計が成立見込み

新年度予算の原案がまとまり、先月二十八日から招集の定例会で審議中です。議会の会期は、今月二十九日までの三十一日間、招集初日には、予算に関連する各種条例の制定、改正を主としており、この中では、国保の助産費や葬祭費の増額などが目につきます。

一般会計 節約の中にも、最大限の積極予算

一般会計の総額 歳出面での事業費の伸びが大きく、十四億四千四百八十八万八千円、予算となっているのが、今年の特前年度当初の九億八千七百万円にくらべ、四十六パーセントという大幅な伸びとなりました。深刻な不況に加え、著しい物価の上昇などが、国・地方を問わず予算編成を難行させています。その影響をまともに受けて、歳入財源が極度に低下しているにもかかわらず、特に歳入にあつては、町税・地

助産費四万円、葬祭費一万五千元に増額

方交付税、町債などの自主財源を限度以上に見積っており、今後の補正財源までも、すでに当初にいくついているという、苦しい編成のあとが伺えます。また、歳出でも建設事業や、福祉重点の積極予算とする反面、昨今、マスコミで論議をかもしている人件費の節減のため、町長以下職員の手当について一部頭うちにしたいという苦肉の策も検討されているところとす。

条例改正

次の条例が制定されました。

〔制定〕 一件

〔川西町印章条件(別掲)〕

〔一部改正〕 十五件

○職員の給与(別掲) ○職員の旅費支給に関する条例 ○職員の報酬及び費用弁償に関する条例、

○職員の特殊勤務手当に関する条例 ○特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例

例 ○町職員の定数条例 ○町公民館の設置条例 ○総合センター分館の設置及び管理に関する条例

○災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例 ○町工場奨励条例 ○町営住宅条例 ○国民健康保険条例 ○母子健康センター使用条例 ○老人憩の家設置及び管理等に関する条例 ○仙田学校給食共同調理場条例

これにより、国保の助産費が四月から四万円に、葬祭費は一万五千元に引上げられました。また、老人憩の家の使用料が、町内老人に限り無料となったほか、母子センターの使用料が別表のようにな

一般会計主なる事業

総務費

マイクロボス購入

克雷管理センター建設

民生費

敬老祝金

老人医療費扶助

児童給本配布

保育所建設(仙田)

同 備品購入

衛生費

へき地医薬品配布

成人病検診

農林水産業費

妊産婦乳児医療費扶助

防疫薬剤配布

妊婦乳児検診

有線放送事業補助

小規模土地改良事業補助

第二次構造改善事業

林道開設

同 備品購入

野口・白倉観光道路舗装

節黒城・二六公園整備

消防費

道路補修(四件)

町道改良(十件)

同 舗装(六件)

深瀬橋新設工事

広域消防負担金

川中スクールバス購入

同 寄宿舎建設

幼稚園舎建設

農業用施設費(二十六件)

農地復旧(四件)

公共土木災(三件)

母子センター入所料

Table with 3 columns: 区分, 改正前, 改正後. Rows include 分娩料, もくろ料, 入所料, 特別入所料, 管外加算料.

# 48決算 ~ その3 <特別会計>

### 簡易水道事業会計決算の状況

歳入		歳出		収支	
科目	決算額	科目	決算額		
1. 分担金負担金	8,930,000円	1. 総務費	0円	歳入歳出差引額	△4,414,107円
2. 使用料及び手数料	2,808,135	2. 維持管理費	1,614,257	繰越又は支払繰延等	0
3. 国庫支出金	8,200,000	3. 建設事業費	39,555,780	実質収支額	△4,414,107
4. 繰入金	10,483,669	4. 公債費	3,199,577	他会計より繰入金	10,483,669
5. 諸収入	150,000	5. 予備費	0	再差引収支額	△14,897,776
6. 町債	20,600,000	6. 繰上充用金	11,216,297		
歳入合計	51,171,804	歳出合計	55,585,911		

### 農業共済事業会計決算の状況

歳入		歳出		収支	
科目	決算額	科目	決算額		
1. 謝金交付金及び補助金	4,561,983円	1. 保険料	330,162円	歳入歳出差引額	19,334,885円
2. 保険金	601,869	2. 共済金	1,254,241	支払準備金積立額	0
3. 連合会無事戻金	493,982	3. 無事戻金	1,619,793	責任準備金積立額	0
4. 繰入金	0	4. 繰出金	2,900,000	繰入金	6,100,000
5. 諸収入	0	5. 予備費	0	繰出金	0
6. 繰越金	16,612,689			再差引収支額	13,234,885
計	22,270,503	計	6,104,196		
1. 賦課金	597,028	1. 総務費	12,243,495	積立金	
2. 累支支出金	7,748,000	2. 業務費	4,628,571	法定積立金	5,504,997
3. 分担金及び負担金	1,367,510	3. 連合会支出金	116,980	無事もどし積立金	4,660,104
4. 財産収入	6,000	4. 予備費	0	特別積立金	6,036,506
5. 繰入金	6,100,000			特別計	16,201,607
6. 諸収入	1,146,984				
7. 繰越金	3,192,182				
計	20,157,624	計	16,989,046		

## 4月1日から

## 印鑑証明事務がかわります

### 切替登録をお早目に

四月一日から、印鑑証明の事務が大幅に改正されます。現在印鑑の登録をしてある人もこの改正により、改めて登録（切替登録）をしていただかなければなりません。したがって、四月一日以降最初に印鑑証明を受けに来られるときは必ず登録する印鑑を持って来てください。

以下改正のあらましは次のとおりです。

#### ●改正された理由

一 全国同じ方法になります。  
今まで全国各市町村独自の方法であった印鑑証明制度が、この改正により全国的に統一されます。

二 不正使用を防止  
印鑑証明書は、特に不動産や金融との関連が深く、不正使用された場合は思わぬ悲劇となります。不正使用の防止は、皆さんの自覚が大切ですが、制度の上からも防止できるしくみに改正されます。三 利用する人の便利を考へる。

新しい制度の基本的な考へ方は「登録は厳格に、証明は簡単に」ということです。

証明を受けるときは「大事な実印を持ち歩かなくてよい」「代理人に頼むときも委任状がいらない」「窓口での待ち時間が短縮される」等大変便利になります。

二 確認のための照会  
その場で本人の確認ができなかったとき及び代理人が届けに来た場合には、「はがき」で照会しますので、十四日以内に回答書（はがきの一部）に届出印を押して、本人が持参してください。回答書を持参されたときに登録します。

三 印鑑登録の交付  
登録の届けが受理されると、印鑑登録証が交付されます。次回からは、この登録証を持って来ないといかなる場合でも印鑑証明の交付は受けられません。

#### ●主な改正点

一 印鑑登録証が渡されます。  
印鑑を登録すると印鑑登録証をお渡しします。これは、今後の

#### 一、印鑑の登録

登録しようとする印鑑を持って住民係窓口へ、本人がおいでください。そのとき、本人かどうかが、本人の意思によるものかどうかを確認します。（代理人が届けに来た場合は、原則としてそのときすぐには印鑑証明書の交付は受けられません。）

本人かどうかが確認のため、免許証や、身分証明書などがあると便利です。

三 確認のための照会  
その場で本人の確認ができなかったとき及び代理人が届けに来た場合には、「はがき」で照会しますので、十四日以内に回答書（はがきの一部）に届出印を押して、本人が持参してください。回答書を持参されたときに登録します。

三 印鑑登録証の交付  
登録の届けが受理されると、印鑑登録証が交付されます。次回からは、この登録証を持って来ないといかなる場合でも印鑑証明の交付は受けられません。

四 印鑑証明書の請求  
実印は持参する必要ありません。印鑑登録証を持参して請求してください。

代理人に頼むときも、印鑑登録証を持参してください。（委任状や実印はいりません）

#### ●忘れずに登録の切替

現在登録してある印鑑は、五十一年三月三十一日までに切替えないと、登録を取り消されます。それまでの都合のよいとき（役場へ来るついでのと看等）に切替えをしてください。

#### ●印鑑登録から印鑑証明請求までの手続き

### 総合開発計画—3

## 「人」づくりを目ざし

### 独立高校や町民体育館の実現へ

#### 四、高校誘致と教育資質の向上

町発展の源は「人」づくりである。小中学校の統合は、五十年の一町一中学校で、一応の完了となる。今後は、時代に即した施設設備に配慮を加え、教育環境づくりを推進する。

また、逐年進学率の向上する中で、独立高校の実現をはかるとともに、幼稚園の普及にも目を向けたい。

#### (1) 幼児教育

(2) 小中学校教育  
「すぐれた教師と快適な校舎

(3) 高等学校  
近在に高校数が少ないことが

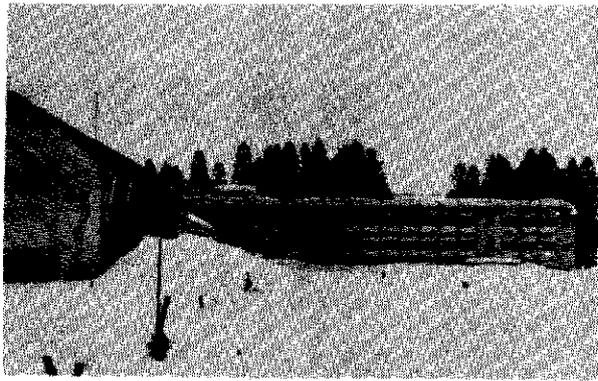
(4) 社会教育  
当町は、総合センターを社会福祉の拠点とし、住民の茶の間として開放、生活や地域の課題に直結した学級、講座を開設、平和な町形者づくりに努める。

(5) 社会体育  
広いグラウンドと恵まれた各種教育設備の完備を目標に、最適な教育環境づくりを推進する。

近いグラウンドと恵まれた各種教育設備の完備を目標に、最適な教育環境づくりを推進する。

近在に高校数が少ないことが当町の進学率が低い原因でもある。とりあえずは、川西分校の学級増を重点とし、広域的視野の中で、独立校への昇格運動を進める。

町のスポーツ人口は、逐次上昇のきざしにある。町民体育館の建設が必要である。文化財の保全文化財保護条例制定を機に、



統合目前の川西中学校

### 児童・生徒数の推移

校名	年度	49	50	51	52	53	54	55	
		人	人	人	人	人	人	人	
小 学 校	千手	346	347	360	354	351	362	353	
	上野	166	170	175	161	154	147	146	
	横	192	180	187	196	189	186	179	
	仙田	143	140	129	134	133	132	126	
	小脇(分)	9	9	7	7	8	7	6	
	高倉	20	18	19	21	19	20	13	
中 学 校	白倉	61	53	42	39	38	32	25	
	計	937	917	919	912	892	886	848	
中 学 校	川西	367	491	480	476	440	441	461	
	仙田	111	} 50年4月川西中学校統合						
	白倉	42							
計	520	491	480	476	440	441	461		

### 実施計画 (産業振興)

事業種目および名称	概算費 (3カ年間)	施行年度内訳				財源内訳 (3カ年間)							
		第一年度 (昭和49年)	第二年度 (50)	第三年度 (51)	参 考 (52~53)	国庫補助	県費補助	町 負 担 額			その他		
		計	一般財源	特定財源	起 債								
県民文化センター	2,108,700	945,000	874,000	289,700		990,750	558,975						558,975
新築事業	1,114,197	507,293	429,094	177,810	111,087	600,988	3,187	18,737	18,020	717			591,810
土地改良	6,000	2,000	2,000	2,000	6,000			6,000	6,000				
農道整備	3,326		1,226	2,100	1,800			3,326	3,326				
農道整備事業	5,100	1,600	1,700	1,800	3,600			2,040	2,040				2,040
林業	67,600	15,000	13,000	39,600	102,800		61,680	9,560	4,560			5,000	6,360
稲作	1,650	850	650	150	300			1,650	1,650				
畑作	10,020	840	840	8,340	7,280	4,875	1,312	3,833	3,833				
畜産	17,750	16,260	1,250	1,250	16,000		7,000	3,050	3,050				7,700
養蚕	3,300	1,100	1,100	1,100	13,200			1,320	1,320				1,980
水産	33,705	16,235	16,235	235	470		13,200	4,005	4,005				16,500
経営整備	1,724	1,324	400			200	682	862	862				
商工	20,800	5,600	7,600	7,600	16,200			12,900	12,900				8,900
観光施設整備	52,180	12,080	18,700	21,400	6,400		2,400	27,380	20,360			7,000	22,400
町観光協会補助	2,700	900	900	900	1,800			2,700	2,700				
合 計	3,448,752	1,527,072	1,367,695	553,985	285,937	1,496,788	638,416	97,263	84,546	717	12,000		1,216,285

### 広域消防の職員募集

応募は25日までに

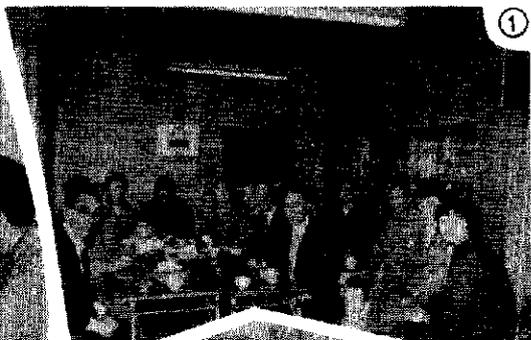
1. 職種及び人員  
消防士……四名
2. 資格  
(1) 高卒者または同程度以上の学力を有する昭和二十五年四月二日から同三十二年四月一日までの間に生れた男子。  
(2) 品行方正、身元確実で本郡市内に居住可能なこと。  
(3) 身長一・五八m以上、胸囲は身長二分の一以上、体重五〇kg程度以上、視力は両眼で〇・八以上(矯正視力可)で弁色力正常、その他身体強健で体質上欠陥のないこと。
3. 試験日  
四月六日(日)
4. 手続き  
今月十日から二十五日までに受験申込書、○身上調査書、○最終卒業校の成績証明書、○身体検査書を次のところへ提出して申込みしてください。  
〔提出先〕十日町職安または消防本部(十日町市高田町一)か川西分遣所へ  
詳細は、消防本部、川西分遣所等へおたずねください。

町内にある文化財を指定し、民俗資料館を整備し、その保存活用をはかる。

# 全員元気で 春までもうひとふんばり!!

## 今年も出かせぎ先を訪問

町では、今年も先月二十日から三日間、東京を中心に「出かせぎ者」の職場訪問を行いました。今回訪れた職場は、出版社



やかまほ工場などの七事業所。留守家族がつづいた文集や、地



- ① 中央社 砂町作業所の人たち
- ② 中央社 蔵前本社の人たち
- ③ 社長夫妻をかこんで 小田原かまほ工場

元新聞、米菓などを組みやげに、それぞれの職場をまわり、就労状況の聞きとりや、町の近況のお知らせ、帰町後の指導などで、しばしば楽しく懇談して来ました。

訪ねた職場は、いずれも毎年同じ会社に出かせぎする人たち、中には同じ会社に二十一年というベテランもあるということです。ほとんど仙田地区の方々ですが、数人で同一場所、毎年出かけるというところから、どこでも家族的な、なごやかなふんばり気が伺え、仙田ことばまる出で、毎日が楽しくてしょうがない、といった感じでした。総じて伺えたことは、町特有の人なつっこさが、どこの職場でも受けていること、ねばり強く、働き者の人がらが重宝がられていることなどで、毎年欠かさず来てほしいといった事業主の声

も聞かれたほどです。全員元気で、春までもうひとふんばり頑張りますと笑顔を見せていました。

いすれも社会福祉に役立てることになっています。

**香典返しなど四件**

※中農数の渡辺忠治さんから、ねたきりの方々に役立ててほしいと五万円の寄贈がありました。渡辺さんは、新聞配達業五十年を迎え健康で働けることに感謝して贈ってくれたものです。

※田戸の押木良作さんから、一月十八日に亡くなられた母ミイさんの香典返しとして二万円。

※田戸の高橋勲さんから、一月二十日に亡くなられた母ナカさんの香典返しとして一万円。

※水久公舎の大久保正恵さんから三千元。

**民俗資料**

【二月分】

△寄贈者(敬称略) 高橋喜吉(田戸)、樋口栄助(田戸)、高橋千代治(田戸)、桑原要雄(室島) 星名ワカ(田戸)

△主な入手品 田かき道具一式、職人が用いたはら掛け、半ももひき、玉子型のワッパ、編袋、紺屋の型紙、明治三十年ころの小学校の読本、むしろ織機一式と小手細かや屋根に使った屋根針、小千谷ちぢみ織の衣類と原料の麻、手打ちそば板。

### 税・申告シーズン

#### 増える 国税該当者

今や税金申告の最シーズン、頭痛い時期でもある。先月から、今月にかけて、役場で行われた所得税の納税相談も、連日超満員の盛況...。今年も町内でおよそ六百人に納税相談の通知を差しあげたという、そのうちほぼ半数くらいの人々が、相談に訪れている。税務署では、最近の納税者の伸びや、税の民主化のためまえから、納税者の自主申告制を取り入れ、気軽な納税相談へとイメージチェンジをはかっている。

申告者の意思を尊重し、納税者が不利にならないように、申告書の記載にあたっては、職員がお手伝いさせていたたく、という方法に切りかえたのだとか、とは言っても、不正や、申告もれなどは、年の途中で更正や修正を行われるといふから、やはり公平な税のためのきびしさは、つらぬかれており、いすれにしても、納税者には気分が重い時期にかわりない。今年の場合、前記六百人を単純に平均すると、町内四世帯に一人の割合いで所得税の申告をすることになる。そのほか給与所得者は大部分国税に関係するので人数、税額ともかなりの

数になることが予想できよう。ひところの経済成長政策の現れともれようが必ずしもそのことだけではないようだ。いわゆる共かせぎ、兼業化が大きな伸びをしめしていることを見のがせない。その例として、出ばた所得が圧倒的に多いことである。また給母と他所得の合算によるものも数多いことであり、反面兼業だけでは、ほとんど該当しない現状である。米価の低さもさることながら兼業によらなければ、人並みの生活水準を保てないという、現今の世相が大きく反映されると痛感された。

町内さへば



# 重度身障者を対象に

## 郵便による

### 不在者投票制度ができました

身体に重度の障害がある人の選挙権行使の手段を拡充するため、公職選挙法等の改正により「郵便による不在者投票」の制度ができました。

この制度は、今月一日以降に公示または告示される選挙から適用されますが、郵便による不在者投票に必要な「郵便投票証明書」の交付は、いつでも行っていますので、町の選挙管理委員会へ問い合わせるなどして準備を進め、貴重な一票をムダにすることなく投票に参加してください。

### 郵便により不在者投票票が送れる人

- ① 身体障害者手帳または、戦傷病者手帳に別表のように記載されている人。
- ② 前記①に該当することが手帳

(別表)

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢も幹の障害	一級もしくは二級
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器の障害	一級もしくは二級
戦傷病者手帳	両下肢も幹の障害	特別項症
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器の障害	特別項症
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器の障害	特別項症
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器の障害	特別項症

の記載によって明らかでないが、知事が、前記①に掲げる障害と同程度の障害であると認め、書面により証明した人。

### 投票には郵便投票証明書が必要

郵便による不在者投票をすることができる人は、町の選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。

交付申請は、所定の様式の申請書に本人が署名し、前記の手帳または知事が証明した書面を添付して申請することになっています。この証明書は、発行の日から四年間有効ですので、手帳といっしょに大切に保管してください。

### 投票の手続きは

- ① 投票用紙・投票用封筒の請求と取りです。

郵便による不在者投票ができる選挙人は、(ア)選挙の期日前四日までに、(イ)所定の様式による申請書に本人が署名し、町の選挙管理委員会に請求してください。

- ② 投票用紙・投票用封筒の交付  
町の選挙管理委員会は、郵便による不在者投票をすることができる選挙人と認めたとときは、ただちに、投票用紙及び投票用封筒を郵送により交付します。
- ③ 投票  
投票用紙等の交付を受けた選挙人は、その現在する場所、投票用紙に自から候補者一人の氏名を記載し、投票用封筒に入れ、封筒の表面に所要の記載をするとともに署名し、他の封筒

### 戸籍のしくみ

戸籍は、一組の夫婦とその子供を単位としてつづられます。子供が生まれると、その子は父母の戸籍に入ります。そして子供が成長して結婚すると、父母の戸籍から出て、新しく夫婦で一つの戸籍がつくられます。婚姻によって新たに夫婦の戸籍をつくることは、夫の氏を名のるか、妻の氏を名のるかを決めて届出することになっています。

夫の氏を名のる場合は、戸籍の最初に夫が記載され、次に妻が記載されます。最初に記載されたものを筆頭者といいますが、筆頭者死亡したとしても、筆頭者であることには変わりありません。

### 戸籍のはなし⑤

に入れて、早目に町の選挙管理委員会に郵送してください。

### 農業用軽油

#### 免税証を出張交付

十日町財務事務所では、農業用軽油の免税証を出張交付します。二期日 三月二十六日十時〜三時 二場所 役場四階小会議室 三、申請に必要な書類 (1)個人申請 イ印鑑 ロ耕作面積証明書 ハ使用機械の証明書(所有証明、借用証明)またはカタログ等 (2)共同申請 イ共同使用者全員の印鑑

ロ耕作面積証明書 ハ使用機械の証明書(個人申請に同じ) 以上は新規の場合ですが、継続の場合は、免税軽油使用者証を持参してください。

### 新しい嘱託員

〔仙田地区〕 三月一日から ○中仙田・南雲哲治、○室島・原要雄、○小脇・芥木利栄、○高倉・高橋栄一、○藤沢・茂野守平 ○田戸・押木二吉、○越ヶ沢・星名太平治、○赤谷・登坂敬恒、○岩瀬・金子権三郎、○大倉・中條石平(四月一日から)、○大白倉・桐生征之介、○小白倉・田中茂夫

### 戸籍の窓から

たかさご〜こ田満に

- 新郎 佐藤 富幸 藤 沢
- 新婦 藤澤 順子 十日町から
- 新郎 樋口好一郎 上野
- 新婦 西村 律子 大阪から
- 新郎 南雲 達一 田中
- 新婦 阿部ムツ子 秋田から

うぶ声ーおすこやかに

- 茂野恵利子 實 長女 室島
- 高橋 祥子 幸司 長女 沖立
- 山田美奈子 敬一 長女 仁田
- 小林 清美 正夫 長女 木島

### 納税メモ

三月は、納税に関するいろいろのことが行われる月です。所得税、事業税、町県民税の申告書提出期限が十五日限りであり、固定資産課税台帳の縦覧が二十日でしめ切られます。

四月一日は、軽自動車税の賦課期日になり、当日現在の所有者に課税することになります。異動のあった人は、早目に申告をしてください。四月は、固定資産税の第一期分の納期となります。



### かわにし 俳壇

太白白雨風透 小白倉 江口凡石 千布団春日を抱いて猫ねむる 切り干しの乾く縁側あたたかき 春雪にふくらみそめし柳の芽 種子洗う先づ手初めの新品種 初午や面売る店に子等たかり 小白倉 片桐玉章 雑草の中にたんぼ芽立ちあり 牛鳴いて村の花菜の美しき 湯治客をぞろぞろ出で摘む蔭の薑 だむとなる四五戸の村や山桜 朝寒やスリッパ事故に人たかり 中仙田 仙 蒼子 昨日より太りし氷柱寒のあけ 松風園 南雲文彦 春らしき日の続きしに戻り冬